

与信取引等に関する情報提供に係る承諾書

厚生労働省の助成金制度である労働関係助成金の割増助成を受けるための生産性要件に関して、助成金の申請先である都道府県労働局が、本助成金の支給審査を行う際の参考とすることを目的とし、①下記の意見照会先（当事業所と与信取引等の関係にある金融機関）に対し、裏面の照会事項に係る意見を照会すること、②当該意見照会先が、上記照会事項につき都道府県労働局に回答することについて、その目的と当該照会事項の範囲内において一切を承諾します。

なお、審査結果に関わらず、意見照会先に対し、当該回答の開示や説明を求めず、異議を述べません。

記

意見照会先 : (金融機関名) (支店名)  
厚労銀行 千代田支店

令和3年4月1日

東京 労働局長 殿

事業所名 株式会社 厚生労働 本部営業所  
代表者氏名 代表取締役 社長 厚労 一郎  
所在地 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
電話番号 03-1234-5678

※ 記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

## 【提出上の注意】

- 本承諾書は、労働関係助成金の割増助成を受けるための対象要件(注1)②に基づき、当該労働関係助成金の申請を受けた労働局が、必要に応じ、該当金融機関から参考意見(下記【照会事項】)を聴取し、割増助成の対象の可否を判断する場合に用いるものです。
- 事業主が、労働関係助成金の支給申請に当たって、割増助成の対象要件(注1)②の「労働局が別途認める場合」に該当するものと申告する場合、申告を受けた労働局は事業主の与信取引等先である金融機関の本店に対して、下記【照会事項】の内容について意見照会を行います。金融機関がこの照会に対する回答を労働局に対してするためには、支給申請を行う事業主の承諾が必要となります。
- このため、支給申請を行う事業主は、本様式による書面を作成し、申請される労働関係助成金の支給申請書の様式に添えて労働局に提出(注2)して下さい(本承諾書は写しを金融機関にお渡しします)。

## 【照会事項】

1. 対象企業  
企業名(所在地)、代表者名、業種
2. 与信取引の有無
3. 企業の事業に関する見立て
  - ①市場(市場の成長性等)
  - ②競争(競争優位性等)
  - ③事業特性(事業の経済性等)
  - ④ユニークネス(経営資源・強み等)
4. その他、3. の補足情報

(注1) 割増助成の対象となる事業所

- ① 「共通要領」で定められた生産性要件の伸び率が3年で6%以上であること。
  - ② 上記①の基準を満たさない場合であって労働局が別途認める場合
- ※ ②の「別途認める場合」とは、「共通要領」で定められた生産性要件の伸び率が3年で1%以上6%未満であって、かつ、金融機関から該当企業の成長可能性や生産性向上等について意見照会を行い、その内容も参考にして、労働局長が「生産性向上を期待できる企業」の該当性を認める場合を言う。

(注2) (注1)②により、本承諾書の提出が必要となる助成金は、以下のとおりとなります。

労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)、人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース、介護福祉機器等助成コース、雇用管理制度助成コース(建設分野)、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)、作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)、外国人労働者就業環境整備助成コース、テレワークコース)、キャリアアップ助成金(障害者正社員化コースを除く)、両立支援等助成金(出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース、女性活躍加速化コース、不妊治療両立支援コース)、人材開発支援助成金(教育訓練休暇付与コースのうち長期を除く教育訓練休暇制度のみ)及び業務改善助成金

## 【記入上の注意】

- 金融機関名については、「支店名」も記載して下さい。